

生駒市監査委員告示第1号

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和4年3月31日

生駒市代表監査委員 東良 徳一

生駒市監査委員事務局処務規程の一部を改正する告示

生駒市監査委員事務局処務規程（昭和48年3月生駒市監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出しを「（行政文書の取扱い）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、行政文書の管理その他の取扱いについては、市長の事務部局の例による。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。